資料４－１

製品起因による事故ではないと判断した案件（案）

該当事案無し

資料4－2

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件（案）

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201500769 平成28年1月10日（東京都） 平成28年2月16日	バッテリー（リチウムイオン、無線機用）	（火災） 駅構内で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、他社製であることが判明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 駅 ○調査の結果、他社製品であることが判明し、平成28年7月21日に管理番号A201600215として受理。
2	A201500778 平成28年2月15日（京都府） 平成28年2月18日	電気ストーブ（ハロゲンヒーター）	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、他社製であることが判明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 自宅 ○調査の結果、他社製品であることが判明し、平成28年4月14日に管理番号A201600026として受理。 ○事故原因についてはNITEで調査中。
3	A201600208 平成28年6月8日（石川県） 平成28年7月20日	延長コード	（火災） 店舗で他の延長コードに当該製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、他社製であることが判明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 店舗 ○調査の結果、他社製品であることが判明し、平成28年8月10日に管理番号A201600252として受理。 ○事故原因についてはNITEで調査中。